

2019年度 法科大学院

第1期入学試験問題

1時限

憲法

(論文式)

試験時間 50分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

父から森林を2分の1ずつ生前贈与され共有していた兄弟の間で、兄が弟の反対を押し切って山林の一部を伐採したりしたことから争いが生じ、弟Xは、兄Yに対して共有森林の分割等を求めて出訴した。しかし、当時（昭和62年法律第48号による削除以前）の森林法第186条（以下「本件規定」という。）は、持分価額2分の1以下の森林共有者に対し、民法第256条第1項の適用を排除し、共有物分割請求権を否定しており、第一審判決および控訴審判決は、いずれもXの請求を棄却したため、Xは本件規定が違憲であると主張し、上告することとした。

なお、本件規定の立法目的は、「森林の細分化を防止することによって森林経営の安定を図り、ひいては森林の保続培養と森林の生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資することにあり」とされる。

<参照>森林法第186条（昭和62年法律第48号による削除以前）

森林の共有者は、民法（明治29年法律第89号）第256条第1項（共有物の分割請求）の規定にかかわらず、その共有に係る森林の分割を請求することができない。ただし、各共有者の持分の価額に従いその過半数をもって分割の請求をすることを妨げない。

設問

Xの立場にたって、本件規定の憲法適合性につき、どのような主張ができるか述べなさい。

（解答は全て解答用紙に記入すること）